平成29年宇治田原町議会運営委員会

平成29年3月27日 午前10時開議

議事日程

日程第1 平成29年度第1回(3月)定例会について

①議事日程(第4号)について

日程第2 平成29年度第2回(6月)定例会日程(予定)について

日程第3 議会改革について

①審議会等への委員就任の自粛について

②広報の充実について

③一般質問(受付・日程)について

日程第4 その他

1. 出席委員

委員長 2番 松本健治 委員 副委員長 1番 谷口重和 委員 3番 垣 内 秋 弘 委員 10番 今 西 久美子 委員 11番 整 委員 谷口 12番 田 中 修 議長

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

 副
 町
 長
 田
 中
 雅
 和
 君

 総
 務
 部
 長
 久野村
 観
 光
 君

 企
 画
 財
 政
 要
 谷
 明
 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君

開 会 午前10時00分

○委員長(松本健治) それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会は、平成29年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に 配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長(田中雅和) おはようございます。

まだ寒さは残っておりますが、3月も終盤になり春も間近と感じております。

先週の水曜日には、職員総出で田原川沿いの清掃も行い、桜の開期に備えておりまして、役場周りのライトアップにつきましても準備しておるところですけれども、ことしは昨年に比べまして開花がおくれているようでございますが、まだ準備段階というふうな状況でございます。

皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。

委員各位には宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいていますこと に厚くお礼を申し上げます。

本日は、ご多忙ところご出席を賜り、松本委員長、谷口副委員長のもと議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

今月3日に開催いただきました3月定例議会におきましては、予算関係、当初予算6件、補正予算6件、そして条例関係13件、一般議案として宇治田原山手線の道路の工事の委託協定1件、人事関係としたしまして人権擁護委員候補者の推薦が1件、計27議案をお願いしたところ、補正予算案につきましては、既にご可決をいただいたところであります。ありがとうございます。人事関係につきましても、全員協議会でご審議を賜り、残る26議案につきましても、各常任委員会及び予算特別委員会においてご審査いただき、ご可決をいただいたところであります。水曜日の本会議におきましてもご可決よろしくお願い申し上げます。

なお、本会議終了後の全員協議会におきましては、来年度の職員異動等4件のご報告をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

1件ご報告させていただきますけれども、きのう商工会主催でございますけれども、 座禅で婚活ということで行われまして11件のカップル、カップルというんですか、が できたというふうな報告も来ているところでございますんで、ご報告させていただきま す。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。

本日傍聴に山内議員と山本議員お見えになっております。よろしくお願いします。 それでは本日の議事に入りたいと思います。

日程第1、平成29年第1回(3月)定例会につきまして議題といたします。

議事日程(第4号)について事務局からご説明願いたいと思います。事務局。

○局長(村山和弘) それでは、お手元に配付をさせていただいております平成29年第 1回宇治田原町議会定例会の議事日程(第4号)につきましてご説明させていただきた いと思います。

平成29年3月29日水曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一議事 一議題といたしまして、3月3日の開会日には提案説明にとどめておりましたので、質 疑・討論・採決と進めていただきたいと思います。

次に、日程第2から日程第9、議案第21号から第23号、第25号、第26号及び 議案第14号から議案第16号までの8議案につきましては、総務建設常任委員会へ付 託を行っておりますことから、垣内委員長より委員長報告後、一括して委員長報告に対 する質疑を行っていただきまして、その後、議案第21号から順に1件ずつ討論・採決 を予定させていただいております。なお、議案第21号、快適安全な環境づくり条例の 改正につきましては、今西議員より反対討論ですね。議案第16号、個人情報保護条例 の改正につきましては、山本議員より反対討論の申し出がございましたので、この2議 案につきましては、討論の後、採決といたしたいと思います。

次に、日程第10から日程第13、議案第17号から議案第20号の介護関係の条例 改正につきましては、文教厚生常任委員会へ付託を行っておりますことから、谷口委員 長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、第 17号から順に1件ずつ議案に対する討論・採決を予定させていただいております。こ の4議案につきましては討論の申し出はございませんでした。

続きまして、日程第14から日程第21の予算関係6議案と予算関連条例、関係の 2議案、計8議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算 特別委員会の谷口委員長より各議案についての委員長報告をしていただくこととなって おります。その後、この8議案については、一括して委員長報告に対する質疑をしてい ただくことになります。

その後、日程第14から日程第21、第7号から第12号の予算と関係議案の第13号と第24号の条例改正につきまして、議案ごと1件ずつ討論・採決という形で進めていただきたいと思います。なお、議案第7号の一般会計予算につきましては、今西議員から反対討論、浅田議員から賛成討論の申し出がございましたので、反対討論、賛成討論、採決という形で進めていきたいというふうに考えております。また、議案第9号の後期高齢者医療特別会計予算につきましては、今西議員から反対討論の申し出がございましたので、これにつきましても討論の後、採決という形で進めていただきたいというふうに思います。

なお、今回、議案第7号の一般会計予算が可決となりましたら、議案第7号に対する 附帯決議が2議案提出される予定となっておりますので、一旦暫時休憩とさせていただ き、日程の追加を行います。追加議事日程(第4号の追加1)と附帯決議案2議案をそ のときに、暫時休憩のときに配付をいたしたいと思います。

本日、別紙で用意しております議事日程第4号の追加1の日程第1及び日程第2の議 案第7号、平成29年度宇治田原町一般会計予算に対する附帯決議案を追加議題といた します。

決議案第1号及び決議案第2号につきましては、同じ一般会計予算に対する附帯決議でございますので一括議題とさせていただきます。皆さんご存じのように、9名と2名から異なる附帯決議が提出されておりますので、賛成者の人数から判断いたしまして、可決の見込みの低いほうから採決をしたいというふうに考えております。

と申しますのも、同じ案件に対しまして異なった附帯決議を出されているものに対して、先に可決の見込みの高いものを採決し可決しますと、もう一方を表決する意味がなくなります。こういったことから、一括議題とし、提案の機会を与えるとともに採決も行うといった形で進めていきたいというふうに考えております。

したがいまして、先に今西議員から提案説明を、その後松本議員から提案説明をしていただきます。お二人の提案説明、決議案の朗読が終わりますと各議案に対する質疑、そして討論・採決と進めてまいりたいというふうに考えております。

それが終わりますと、その後もとの日程に戻りまして、また1ページ目に戻っていただきたいんですけれども、日程第15、議案第8号から順に1件ずつ討論・採決という形で進めていきたいと思います。

次に、日程第22でございます。意見書第2号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭

裁判所支部を設置することを求める意見書(案)についてでございますが、さきの議員協議会においてご協議いただいておりますように、議会運営委員会松本委員長より提案理由の説明を求めた後、質疑、討論、採決という運びを予定しているところでございます。なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

そして、日程第23、最後でございますけれども、閉会中の継続調査の申し出につきましては、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、新庁舎の特別委員会、新名神の特別委員会、予算特別委員会、広報編集委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、日程第23の議事日程に上げさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(松本健治) ただいま事務局から説明のありました内容について質疑等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。ございませんか。どうぞ、谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今西委員にお聞きをしたいと思うんですけれども、今度決議案が 2本出されますよね。そちらのほうから出された決議というのは恐らく否決されると思 うんですけれども、その後、今度我々9人が出す決議案について態度はどのようにされ るんでしょうか。今の段階でわかるんでしたら、お答えいただきたいと思いますけども。
- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) 決議の中身については反対をするものではございません。 ただ、この内容でいきますと、前提条件が今のもう現建設予定地ということになって おりますので、その点についてはちょっと賛成することはできないというふうに考えて おります。当日は採決の際に退席をするつもりをいたしております。
- ○委員長(松本健治) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) いや、そこの流れを議長の議会の運営上の確認をしたかったんで、 お聞きをしたわけです。結構です。
- ○委員長(松本健治) 他にございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。それでは特にないようでございますので、これを了承願ったものといたします。

以上、3月定例会については、これで終了いたします。

日程第2、平成29年第2回(6月)定例会日程、予定でございますけれども、議題 といたします。 先に私のほうから提案をさせていただきます。

それでは、お手元の6月定例会日程について、ちょっと順次ご説明したいと思います。まず、5月30日に議会運営委員会、10時からでございます。それから、6月5日に一般質問の受け付けでございます。そして、6月8日に定例会の開会、全員協議会、その後開催いたしまして、その後また議員協議会と、こういうことになります。そして、6月13日、一般質問、10時からでございます。14日に予備日としてとっております。15日は総務建設常任委員会、10時からでございます。それから、16日は文教厚生常任委員会、10時からでございます。19日、予算特別委員会、10時からでございます。でいます。それから、21日、議会運営委員会、10時からでございます。22日、再開日、閉会予定でございますが、10時でございます。その後、全員協議会、閉会後開催をいたします。その後、広報の編集委員会を開催すると、こういう予定でございます。

したがって、6月8日から6月22日までの15日間の会期になります。

次に、ご提案をいたしました日程について質疑がございましたら、ご発言を願いたいというふうに思います。どうぞ。よろしいですか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 特にないようでございますので、これをご了承願い、6月の議会 運営委員会で正式決定をしていきたいと思います。

次に、日程第3、議会改革について議題といたします。

1つとして、審議会等への委員就任の自粛につきまして、以前より懸案事項となって おります委員就任の自粛の件につきまして、前回の協議において、事務局において各課 への調査を行うとしておりました。

その結果、調査結果を別添のとおり横長の大きい資料でございますけれども、まとめております。事務局からその点についてご説明をお願いしたいと思います。事務局。

○議会事務局長(村山和弘) それでは、A 4 横表を事務局でこの間の議会運営委員会なり、議員協議会において事務局に調査を求めておくということになっておりましたので、調査をさせていただきました。その調査の際に、まずは事務局といたしましては、議会基本条例第6条第2項において、議員は審議会委員など、附属機関への委員就任については法令等に基づくものを除き、自粛するというふうに基本条例に書かれております。

この書かれた経過をいろいろたどっておりますと、全国町村議会議長会において研究 課題とされまして、平成18年の報告に、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化 方策、あるべき議会像を求めて最終報告というのが18年にまとめられました。その中 で、附属機関等への参画について、町の指揮下にある各種審議会等附属機関への議員の 委員としての参加は極力控え、法廷参加も必要性を見直して、不要なものは廃止を求め るという提言が出されました。

議長と首長の対立・並立を前提とする二元代表制のもとでは、原則やめるべきであり、 法廷参加についても全面的に見直し、必要最小限まで縮小を図るべきというふうにされ ておりました。

こういった経過から、本町議会においても、議員が参画している全ての審議会等において参画自粛をするべきではないかというふうなことで基本条例にうたわれたのではないかというふうに推察したところでございます。

そういった趣旨によりまして各課に調査を依頼いたしました。そして、その結果をま とめさせていただいたものが3の横表となっております。そして、任期までの左半分に つきましては、以前より委員の皆さんにお示しをさせていただいているところでござい ます。

右の2列ですね。就任に対し改正は可能かという欄と理由という欄を今回改めてヒア リングを行った結果、調査結果をもとに記入させていただいております。

その中で、ペケとかマル、二重マルというふうな形で印をつけさせていただいている んですけれども、まず、ペケですね。ペケは、改正は適当でないというふうに原課から は聞いています。

その内容で申し上げますと、まず都市計画審議会、10番目です。これにつきましては、法令で定められておりますので、法令に定められている以上なかなか委員として抜けることはできないということで、まず、ペケという判断をさせていただいております。そのほかペケをつけさせていただいておりますのが、例えば1番の交通対策協議会、そして町有林管理委員会、そして2ページにいきますと、出品茶対策協議会、そして後半の19、20、21になるわけですけれども、まず、考え方といたしまして、精華町なんかにもいろいろ審議会見直しのときの状況をお伺いしたんですけれども、まず、常任委員会等で調査なり審査、計画策定等の必要のあるものについては、まず議会として、委員会として当局側から計画内容等を報告いただいて、それについて調査する、審査するというふうな形になっておりますので、そういった委員会は基本的には参画しないと。しかし、各審議会等、組織の協議会というふうになっております1番の交対協とか、例えばこういうふうなのになりますと、交通安全のシートベルトとかの啓発活動に参加するといった各団体、区長会とかいろんな団体が寄ってこられて、実際啓発活動をすると

いうふうなものについては、報告を行って審査する、審議するというふうな対象になりませんので、そういったものについては、基本的には参加をしていくというふうなことを他自治体のほうも聞いておりますと、そういうふうなことですので、基本的にはそういったものは、引き続いて参加してはどうかというふうに考えておりますので、原課とも調整した結果、そのあたりについてはペケ印をつけさせていただいているというふうな感じでまとめをさせていただいております。

1個ずつ見ていってもいいんですけれども、取り急ぎこの間の委員会において、うちのほうで調査をというふうなことを依頼受けておりましたのが、まず急がんなんのが29年3月31日、この3月31日で切れる部分ですね。30年とかまで続く部分については、今後参画を続けて、その中で参画していただく中で今後方向性を出していくというふうな話も伺っておりますので、まず7番の子ども・子育て会議、これは29年3月31日、この3月で切れます。

これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように計画を策定するというふうな会議でありますので、これについては基本的には参画しない方向というふうにも考えておりますし、現場といたしましても、別に条例上、町議会議員というふうに条例に書かれているわけでもございません。これにつきましては、町長が委嘱する必要と認める者というふうになっておりますので、これはもう普通に抜けることが可能となりますので、これは3月31日で終わりとするというふうに考えております。

10番が29年6月30日ですけれども、これについては法令で定めておりますので、 抜けずにそのままいくと。

2ページにくっていただきますと、有害鳥獣駆除対策協議会、これが29年3月 31日で終わることになります。

これにつきましても、一応原課は入っといてほしいというふうな思いもありましたけれども、これも駆除計画策定というふうな業務もありますので、基本的には、趣旨からいきますと抜けるべきものかなというふうに考えております。

学校給食共同調理場運営委員会につきましては、改正することが適当というふうに言っていただいておりますので、これも抜けることとなるかというふうに思っております。 取り急ぎ29年に終わるものというのはその程度でございます。あと、マルをつけているもの、二重マルつけているもの。

最後、20番、21番なんかは、先ほど言いました1番と同じような協議体によって 形成されているもの、趣旨に賛同するものの機関、団体が集まっているものですので、 基本的には、これは抜けなくてもいいのかなというふうに考えております。

あと、例えば4番、民生委員推薦会なんかにつきましては、一応マルという形で検討することが可能というふうにマルをつけさせていただいておりますけれども、こういったものについては、なかなか民生委員が見つからないと。きょうも舞鶴かどこかの新聞に載っていたと思うんですけれども、民生委員が欠員というふうな状況にもなっていましたし、そういったことから考えますと、どうしても、やっぱり委員さんの顔を生かして、引き続き地域に通じておられる識見をお持ちであることから、引き続いて委員さんには入っていただきたいというふうな要望がございます。といったことから、その辺は今後検討が必要かなというふうには考えているところでございます。

町有林管理委員会ですね。これ、実はペケという形で書かせていただいておりまして、これ条例で定められているんですけれども、内容的にいえば、町有林の施業計画の策定というふうなこともこの委員会において必要ではなっているんですけれども、実はこの委員のメンバーが、現在委員数が7名。そのうち議員が4名ということになりますので、半分以上が議員さんになる。ここで抜けてしまうということになると、この委員会成り立たなくなるんですよね、実際3名になると。そういったことになると、これ、どうしても抜けるということになれば、この町有林管理委員会自体のあり方であったり、そしたら、今度誰に委員になってもらうのかというふうなことが必要になってきますので、これ、それでまた条例で定められていますんで、もちろん条例改正というふうな形にはなってこようかというふうに思いますので、この辺は十分な、抜けるにしても検討が必要なところかなというふうに感じております。この3月じゃないので、来年1年間ありますので、これはまた委員さん方、これ4名参加いただいていますんで、参加いただく中で、そのあり方等もちょっと検討いただけたらなというふうに考えているところでございます。

以上、とりあえず30年3月31日というのが多いんですけれども、全てそれぞれ議員さんが委員として参加いただいていますんで、その委員会、協議会等に参加される中で、必要性なりというのをもう一度議会運営委員会のほうにお伝えいただく中で、再度検討していってはどうかなというふうに事務局としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました内容について質疑等がございましたら、ご発言

をお願いしたいと思います。どうぞ、今西委員。

○委員(今西久美子) 1つ、19番の社会福祉協議会についてですが、改正は適当でないと。

理由が書かれておらないんですが、この理由は何なのかということと、もう一つ、先ほどの11番の町有林管理委員会、あとの3人というのが誰なのかをちょっと教えてもらっていいでしょうか。

- ○委員長(松本健治) 事務局、どうぞ。
- ○議会事務局長(村山和弘) まず、社会福祉協議会につきましては、一応所管課というところで福祉課というて書いてもいいんですけれども、これも完全に社会福祉協議会の関係になってきますんで、所管課の欄にも社会福祉協議会というふうに書かせていただいております。これも社会福祉協議会の矢野さんに確認をさせていただいたんですけれども、どこともの市町村とも、この社会福祉協議会には議員さんが入っていただいているというふうなこともお聞き……じゃないですか、と矢野さんに聞いたときは、そういうふうなお話もございましたので、一応そのときは、そうですかというふうなことで、一応町からちょっと離れた組織であるということで、今回は見送りの対象とさせていただいたところでございます。

それと……。

(「町有林」と呼ぶ者あり)

- ○議会事務局長(村山和弘) 町有林管理委員会委員は、今申しております町議会議長、 副議長、常任委員会委員長の4名と、2項といたしまして森林の管理経営に専門的知識 を有する者3名……すみません、そう書かれているんですけれども、実際どなた、3名 の委員さんはどなたなのか、ちょっとそこまで把握できていないです。
- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) その第2項、誰じゃなくていいんですけれども、どういう……例 えば林業に携わる方と、そういう意味でいいんですか、森林組合の方とかですか。
- ○議会事務局長(村山和弘) 恐らく森林組合の方やと思っております。森林の管理経営 に専門的知識を有する者。議長、ちょっと出てくれはるときに森林に詳しい人という。
- ○議長(田中 修) 森林に詳しい人やからな。
- ○議会事務局長(村山和弘) 所有者の、大口所有者の方とか、組合長とか。

(「大口所有者の」と呼ぶ者あり)

(「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり)

(「そんな程度しか」と呼ぶ者あり)

(「山の関係の」と呼ぶ者あり)

(「山の関係の、そうそう」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) ちょっと待ってくださいね。ちょっとそれは確認して、また次の機会に説明してください、それは。
- ○局長(村山和弘) はい。
- ○委員長(松本健治) よろしいですか。はい。それでは、多分、これはおっしゃるとおりでございますので、出席されている方が言われていますので、そのとおりだろうというふうに思います。

ほかにございませんか。はい、谷口重和委員。

- ○副委員長(谷口重和) 余りにも数が多過ぎて、とりあえずは29年3月31日にせっぱ詰まっている分、これを処理していったらどうですか、今回。 以上です。
- ○委員長(松本健治) 今聞いた中で、ちょっと私も確認しようと思う話が今質問の中で出ておりましたので、一応この29年3月末で7番と、それから13、それから16番ぐらいですか。6月がまたその次には来ますけれども、とりあえずは3月の末の時点のこの3つの項目について確認をしたいというふうに思いますけれども、これについては、7番の子育て会議、これについてはあれですね、入っているんで、しないということで、これはそういう形でいくということですね。それから、13番のこれについても計画策定がございますので、これも抜けるということでよろしいですね。それから、16番目の学校給食の関係については、これも改定することが必要ということで、一応これもそういう形で対応するということですね。

(「適当やからな」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。適当ですからいいですね、はい。とりあえずその3つです ね、とりあえずこの3月の末では。以上でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) はい。それでは、今その内容で、方向で確認していきたいという ふうに思いますので、3月はそういうことでよろしくお願いします。今西委員。
- ○委員(今西久美子) それでいいと思います。もうこの3月31日で抜けたらいいと思 うんですけれども、ただ、これから先の話ですけれども、例えばさっきの町有林の管理 委員会、これも町有林、先ほど計画策定があるということで、本来なら抜けるべきやと

いうふうに思っておりまして、条例改正が必要なこととか、7人のうち4人抜けたらという話も今ありましたので、そこはちょっと1年かけて、こういうこの担当課ともぜひともご協議をいただいて、抜ける方向で考えていくべきやというふうに思っております。それと、さっきの社協の問題にしても、社協の方はどこも入ってもらってる、いや、そうじゃないという話があった中で、本当にこれが適切なのかどうかも含めて、もう一度ちょっとここは議論する必要があるのかなというふうには思っております。

それともう1点、これ何で抜けんねやというところをきちんと先ほど局長からご説明いただきましたけれども、議会基本条例の関係とか、その背景になった町村議長会の関係とかいうことも含めて、ちょっと明らかにする必要があると思うんです。こういう理由で抜けるんですよということを役員の方もしくは住民の方にはっきりさせたほうがいいと思うんです。それはその会議の場で事務局から言ってもらうほうがいいのか、広報に書くほうがいいのか、ちょっとその辺もどういう形でお知らせするかは、また次の機会でと思うんですけれども、その点ご議論いただけたらと。

- ○委員長(松本健治) それと、谷口整委員がさっきおっしゃった社協の関係で。
- ○委員(谷口 整) ちょっと待ってください、後で言おうと思ってたんです。
- ○委員長(松本健治) ああ、そうですか、はい。ちょっと先にお願いできますか。
- ○委員(谷口 整) そしたら、私もこの3月で抜ける3つについては、もうこれは当然 抜けるべきやというふうに思っておりますんで全然異論もありませんし、今出ています 社協の件なんですけれども、ほかの市町村、大半はそうかもしれませんが、私、現に宇 治で社協の役員していまして、宇治市は市会議員は早くに抜けているというか、もとも と入っていたのかどうか知りませんが、この間全然入っていませんし。

といいますのは、やはり社協に対していろんな補助、特に人件費、うちの場合でした ら9割出していますんで、その流れの中で、社協のほうで予算を組まれて、その分の審 査をまた予算委員会すると。先般の予算委員会でも松本委員のほうから社協なりシルバ 一人材のことをたしかお尋ねがあったんですよね。

私の立場ですれば、一応向こうのほうは理事ということになっているんで、何か非常に複雑に、また委員長という立場もありますし、複雑な思いで聞いていたんで、これ、もうやはり社協も本来でしたら、この流れの中でいくんでしたら、抜けるべき最たるものじゃないかなというふうに思うんです。これ、まだ1年余りありますんで、そんなことも頭に入れて考えていったらええのかなというふうに思っておりますし。

もう1点だけ、私も町有林について、これ、一体どんな管理をされるのかなというこ

とを思ってたら、どうも施錠管理とか、そんなんの管理ということなんですね。財産管理ということじゃないんですね、恐らく。

そんな中で7人の委員のうち4人が議員で、ほかの人が3人という異常ないびつな構成の仕方なんですよね。条例破らんなんから、どうのこうのとかというのは、これはもう本末転倒になってしまうんであって、きちっと条例改正して、その7人が必要ならば7人の構成をきちっと考えはったらええことやし、別に3人でも4人でも、それはできる話なんで、これについても、入ることについてはいかがかなという私の思いだけは言っておきます。それで、向こうもこれを考えてもらったらどうかなというふうに思います。

以上です。

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。

それで、ちょっと今西委員も先ほどご質問、ご意見ございましたけれども、先にちょっと町当局のほうでは、今委員おっしゃる内容でちょっと何かコメントございますか。 副町長。

- ○副町長(田中雅和) 現時点では特に、私自身も初めて聞くような話もございましたので、意見はありませんけれども、今後こういった方向を向かれるということですので、私どもの委員会のほうからもよく事情も聞いて、そしてまた、私どものほうの意見も整理し、そしてまた議会のほうと調整されるのに当たりましては、担当課のほうとも十分そういうきちっと協議をするようにまた指示をしていきたいと、こういうふうに考えております。
- ○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。

各それぞれの委員会等での発言もあると思いますが、今おっしゃったように、町議会として皆さん方に発信しておくべき内容もございますので、ちょっと広報なら広報の今度の議会だより、これは今度は5月だっけ、大分向こうですね。

1つの方法として、今度5月に議会だより発行いただきますので、そういう中でも広報させていただいたりして考え方は周知を、全てじゃないですけれども、それぞれの委員会でも、もちろん申し上げるということで、そういう議会だよりでも載せられるように、次に相談させていただきたいというふうに思います。よろしいですか。垣内委員。

○委員(垣内秋弘) 1つだけ。先ほどからの続きなんですが、ここに出ていますように、 最高4名出ているというところもありますし、1名のところもあります。先ほどから出 ているように、削減もしくは縮小というような形で進んでいくわけですが、その中で、 例えば4名出ているところであれば、どうしても出ないかんときは2名にするとか削減 して、そしてやって、完全にもうシャットアウトするということであれば、またいろい ろ問題も出てこようかと思いますんで、そこら辺は少し臨機応変にやっていくと。

それとあわせて、任期がここに入っておりますけれども、それまでに審議会の開催がどの程度されるのかということで、1年も2年もされないというところもあると思うんです。そういった場合、任期だけがあるさかいに、そこで、どうしても加入しておかないかんということじゃなしに、もう任期中にある程度行政側と調整とってもらって、どうしてもこんなん変えようがないよというのであれば、もうそこで抹消していくような形で検討すればいいのかなと思いますけど。

○委員長(松本健治) 今出ていましたように、この内容について全てのことをこちらも 理解しているわけじゃございませんので、今おっしゃった中で、町有林なんかの場合は、 議長をはじめ副議長も出ていただいていたということですね。

だから、もう少し確認をしてから、それはしてはどうかなというふうに思いますし、 ちょっと個々によって一律はいかない部分もありますので、そういう対応したいなとい うふうに思います。

それでは、よろしいでしょうか。

はい。では、一律的では全部変えられない部分もございますけれども、方向としては そういうふうに進めたいと思います。

では、2点目でございますけれども、広報の充実につきまして、させていただきたい と思いますが、この件につきましては、さきの議員の協議会において広報編集委員会山 内委員長よりご提案をされました。

内容的には、議会広報の充実については、先日の議員協議会、議員研修会におきまして議長より研修いただきました際にありましたように、議会基本条例第15条第2項に、議会は、議案に対する議員の態度を議会広報で公表するなど、情報提供に努めると規定されております。

議会だより発行に当たり、昨年からの懸案事項でありますが、現在は、賛成何人、反対何人、もしくは賛成多数、全員賛成となっております。何々議員が賛成か反対かの情報が提供できていない。今後、広報編集委員会において検討・取り組み・即実施の場合もあると思いますが、必要だと考えております。参考としまして精華町と久御山町の議会広報が配付されました。皆さんの意見を伺いたいとのことでございました。賛成意見等が出される状況にありましたが、議会改革については、議会運営委員会において議論

していくとしておりますことから、一旦議会運営委員会で議論した後、広報編集委員会 へおろさせていただくということで結論を持ち越したところでございます。

この件につきまして何かございませんでしょうか。谷口委員。

○委員(谷口 整) 議員は当然態度に責任を持つべき立場にあると思いますんで、きちっと誰が何に反対したんや、賛成したんやというのを広報できちっと載せていただくということは、非常にいいことやし、大事なことやと思います。

前回もたしかそんな話に流れていたと思うんですけれども、私は、もう当然きちっと するべきやと思いますし、あとのどういう形で載せていくかは、やはり広報委員会があ りますんで、その詳細は広報委員会のほうでまた検討していただいたらいいのかなとい うふうに思いますんで、この今の提案で結構です。

- ○委員長(松本健治) ほかよろしいですか。今西委員。
- ○委員(今西久美子) 私も議会で議員の責任のある態度というのは、やはり住民の皆さんには知らせていくべきだというふうに思っています。

ただ、この間、議会だよりの広報編集委員会さんでは本当に読みやすい、住民に親しまれる広報ということで研修も行っていただき、研さんを積んでいただいているというふうに思っておりまして、先日の久御山や精華町の例を見せていただきましたけれども、ちょっとかなり見にくかったというふうな印象を持ちました。ちょっとそういう点では、当然、どういう方向で記載を掲載していくかということについては広報委員さんにお任せしたいと思いますが、できるだけ住民にわかりやすいような方法を考えていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○委員長(松本健治) お二人からご意見ございまして、方向としてこの方向で基本的に 問題ないということでございます。

ただ、その掲載内容について、これは広報の編集委員会のほうに内容を委ねたいというふうに思います。それについては私も同感でございますので、そういう方向で進めたいと思います。

ほかよろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。それでは、今の内容については願いたいというふうに思います。

次に、3点目といたしまして、一般質問(受付・日程)につきまして、議長のほうか

らご提案をいただきたいと思います。田中議長。

○議長(田中 修) 一般質問の件につきましてですが、この受け付けについては、一般質問の受け付け日と、そして一般質問を受け付けた当日から平日で5日間設けることで答弁調整をさせてもらっているんですが、そのようには受け付け日を設定しております。 受け付け日につきましては、議会運営員会で正式に決定することとしておりまして、 1日間のみで午前8時30分から午後5時までとなっております。

1日しか設けていないことによりまして、当然のこと、受け付け日の午前8時30分に集中することとなりまして、一時に審査、受付をするには、本当、無理が生じているわけでございます。

これは以前よりも一般質問される方がふえたということによります。この3月定例会では、8名の方が8時30分までに来られて抽せんをしていただきましたけれども、そこで議運で決定された一般質問の受け付け日より二、三日前から事前に提出をしてくれはるとか、原課との調整をお願いできないものかと、そのように思っております。各それぞれの議員さんにお願いというような形になりますけれども、ちょっとその辺協議をいただきたいと思います。

それから、受け付け日の当日は、今現在8時30分としておりますけれども、30分間ほどおくらせていただいて、午前9時からの受け付けとしまして、9時までに来られました方において抽せんするということとしてはどうかと考えております。

それから、もう1点、一般質問の日程につきましては、今現在予備日を設けておりますけれども、今1日で終了しております。今回の今定例会におきましても、会議の延長を行ったところでございまして、質問者が多数の場合は2日に分けてはどうかという意見がございますので、この点についてもご協議をいただきたいと思います。例えば7人以内であれば1日で終わる。また、8人以上であれば2日とするなど、いろいろとやり方はあろうかと思いますけれども、この辺についてご協議をいただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございました。

今議長のほうから3点大きく分けて話がございましたけれども、1つは、二、三日前 ぐらいから事前提出なり原課との調整をお願いできないかということ。

それから、2点目としては、現在8時半から当日受け付けというふうにしておりますけれども、これを30分ずらして9時からというふうにならないかということ。

それから、3つ目は、これはいいほうの話の結果なんですけれども、非常に質問者が多数になっておりますので、多数の場合は2日間に分けてはどうかということでございます。

この大きく分けて3つの点について、それぞれご意見ございましたらお伺いしたいというふうに思います。今西委員。

○委員(今西久美子) その1つ目の二、三日前に事前提出という意味がわからないんですけれども、事前に提出をして、受け付けはこの1日は変わらないということですか。 それやったら、受け付け期間を二、三日にするとか、正式にやっぱり受け付けはする

ということにすべきやというふうに思います。

それと、受け付け時間9時からとしたいということについては賛成です。8時半からとすると、事務局の方の対応も、就業、本来の時間前に来て準備もしていただいているみたいですけれども、必要ということになるので、9時からということでいいと思います。

3つ目の2日に分けてというのは、これも賛成です。先日はこの間傍聴も非常に一般 質問多い中で、あれだけ長時間にわたると、傍聴ぜひ来てくださいと、開かれた議会目 指しますと言っているのに、ちょっと逆行していたのかなというふうにも思いますので、 それについては賛成です。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 今それぞれご意見頂戴した中で、1点目の関係については、議長、 どういう感じですか。はい、どうぞ。
- ○議長(田中 修) 今、今西さんおっしゃってもらったように、二、三日受け付けの期間を延ばすという方法もありますねけれども、そうしてもらったら一番議長としてはありがたいんですが、今の現行でいこうとしますと、今の現行をなるべくなぶらずにいこうとしますと、受け付けのその日の時間を30分繰り上げるにしても、そのときに朝から一気に7人、8人持ってきてもらって、それをかぶっているかどうか、質問事項が重なっているかどうかとか、この質問はちょっとぐあい悪いなというようなことを見ていかんなん場合に、本当に30分やそこらでは見られないんですわ。最近一応全部受け付けはさせてもらって、その後原課の担当課とすり合わせやってもらうんですが、その中において、ちょっとこれはというようなところを後で言わんなんようなことになってきますので、なるべく今の状態のままで、今回の場合でしたら、例えば松本議員さんなんかも非常に早いこと持ってきていただいて、それから谷口議員さんでも早いこと持って

きていただいていますので、どういう内容が出ているかということは、あらかじめよく わかるんですけれども、本当にぎりぎりに持ってきてもらって、はい、これで議長見て くれと言われてもちょっと無理ですので、なるべく早いことしてもらえたらありがたい なということで、このように提案させてもらっています。

それで、それやったら、受け付け日程を二、三日前から伸ばせというようなことであれば、またそのように考えていただいたら結構ですねけれども、その辺を協議していただきたいなと思って提案させてもらっています。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) わかるんですけれども、ちょっと事前提出というのが私にはしっくりこなかったので、そこは検討すべきやと思います。

それと、集中するというのは8時半までに来たら、くじを引くという、それがあるからで、そこをちょっと考えたらどうですか。

だから、全員提出があって、すり合わせも終わって、その段階で最後にくじを引くとかと、例えばですよ。もう一回来でもらわなあかんとか、そこもあるんですけれども、ちょっと集中しないような工夫というか、何かできないのかなと。今回……ごめんなさい、今回も同じような質問が続いたということもあったので、そこは調整というかが必要かなとも思うので、ちょっとその辺のほかの自治体なんかも、ぜひどんなふうにしてはるのか聞かせてもらえたらなと思うんですけどね。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 谷口整委員。
- ○委員(谷口 整) 今のやりとりなり、議長の提案を聞いていて、1つちょっと思いついたというか、思ったのが、まず最初の事前に受け付けというのは、今西委員言ってはるように、それは抵抗があるんでしたら、逆に発想を変えて、受け付けじゃなく、一般質問の締め切り、今の8時半受け付け言ってる、その日の5時を締め切りにする、3日間受け付けしますよと。例えば3日前から……2日前から、その日の5時が締め切りやということにすれば3日間受け付け期間とれるわけですね。

次に、抽せんは、これ、先ほど9時から受け付けと言われましたけれども、9時から受け付けして、9時から抽せんしていたら、またチェックする期間がないんで、それは一緒なんでね。例えば締め切り日の9時に抽せんをしますと。だから、それまでに出している人で、1番とりたい、2番とりたい人はその抽せんにくればいいわけですよね。

それで、私はもう別に最後でもええという人は、その日の5時までに出されたらいいということになるんかなと思いますんで、受け付けじゃなく、締め切り日というぐあいに持っていったら、そこのところはクリアできるんかなというふうに思います。

やっぱり、先ほど出ていましたように、今までの8時半受け付け、8時半抽せんというのは、これは無理があるんですよね。職員さんの就業時間8時半からですので、それまでに出てきて、やってもらっているということに無理もありますし、またチェックできないということもありますんで、その9時抽せんというのは、それは私はええと思うんです。

だから、そういうふうにしようとすれば、チェックの時間もとれ、なおかつある程度 余裕持ってということになれば、3日間ぐらいの受け付けの期間を持って、その最終日 のある程度の時間に抽せんをすると。でないと、全部まとまってから、後で抽せんしま しょうとなれば、やっぱり早いこと行きたいと思っている人と、私は別に順番どうでも ええと思っている人の温度差があるんで、そこはやっぱりある程度切り分けはしておく べきやというふうに思います。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 副委員長。
- ○副委員長(谷口重和) 最終的には議長の判断で決めてもらったらいいと思いますけれ ども、今の谷口委員のほうの発言でいいと思います。

最終的に持ち時間、これもある程度決めておいたら、今のままやったら、仮にないけれども、2時間でもやれると、3時間でもやれるとしておいて、それ、最終1時間とか、 やっぱり制限しておいたほうがいいと思います、持ち時間も、おおむね。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) 今谷口重和委員がおっしゃったのは、ちょっと別の問題やと思う んですね。後で私も言わせてもらおうと思ったんですけれども、3回の回数制限をやめ て、せっかく一問一答にしたんやから、何回でもできると。

ただし、時間制限については、いたし方がないんかなとは思うんですけれども、ちょっとその辺の議論もやっていくべきかなというふうに思っています。

- ○委員長(松本健治) 議長。
- ○議長(田中 修) 先に私のほうから言わせてもらっているこの受け付けに対してのことを今大体の方向をきっちり決めておいてほしいと思いますので、今までどうなってい

るか一遍まとめてもらって、よろしゅうお願いいたします。

- ○委員長(松本健治) すみません、垣内委員はどうでしょうか。
- ○委員(垣内秋弘) 私も谷口委員がおっしゃったその内容で結構かと思います。

確かに今の状態であれば、不自然とはおかしいけれども、ちょっと無理があるのかな という感じしますんで、議長のほうが受け付けて、その場で精査していろいろ見ていく というのは大変な作業ですので、これはちょっと考えないかんなと、前、議長とも話し ていたんです。

- ○委員長(松本健治) それぞれ出していただきまして……どうぞ、今西委員。
- ○委員(今西久美子) ちょっと谷口整委員にお聞きしますけれども、例えば3日でも 2日でも受け付け期間を設けると。最終日の朝9時なら9時にくじを引き抽せんをする と。例えばまだ提出していない、締め切りがこの日の5時なので、まだ提出していなく ても予定があれば、くじには参加できると、そういうことですか。

(「いやいや、そんなんあかんわ」と呼ぶ者あり)

(「それは提出している人や」と呼ぶ者あり)

○委員(今西久美子) している人。だから、9時に参加したかったら、その9時までに 提出をすべしという、そういうことですね。

(「提出をする、そうです」と呼ぶ者あり)

- ○委員(今西久美子) わかりました。
- ○委員長(松本健治) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) ちなみに、今宇治のことだけで言ったんですけれども、宇治の場合は1週間前から開会日まで受け付けをしています。それで、開会日の当日の朝9時の段階で出ている人で抽せんをしています。その後おくれてええ人はその後まだまだできます、その日が夕方5時が締め切りですのでね。
- ○委員(今西久美子) もう一回、夕方5時までに。
- ○委員(谷口 整) はい。
- ○委員長(松本健治) 田中議長。
- ○議長(田中 修) すり合わせの時間は、ずっとやらはるんですか。
- ○委員長(松本健治) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) すり合わせは、当然、出た後。流れでいいますと、その日の5時で 締め切りですので、5時の段階で誰が、議員がどんな質問します。これ、マスコミのほ うにも出しますし、当局側は、その日の夕方に担当課で割り振り会議をするんですよ。

こちらでやってはる、幹部で集まってやってはる。それで、その割り振りをされた課が それぞれ議員に接触をして、その間一般質問をどんな内容かの答弁、すり合わせ等をや ります。ですので、何日か、1週間ぐらいかな、答弁のすり合わせの時間はあるはずで すわ。

- ○委員長(松本健治) ちょっと確認をしたいんですが、今、これ、4月、我々新しく加わったメンバーについては11月に入って、12月、それから今回の3月ですか、この議会で初めてこういう形体験したんですけれども、それより以前の過去の状況で、今議長がおっしゃったような内容での問題点というのは出ていなかったんでしょうか。多少やっぱりあったんでしょうか、どうでしょう。議長。
- ○議長(田中 修) 議長が全部見るというようになったのが、まだ2年ほど前からなんです。それ以前は事務局へ出しておいてもらって、抽せんも何もかもやられて、議長は後から見ていたような、そういう状況でした。

すり合わせについても事前にやられる方もありましたし、まだ全くなしの人もあったしね。その後、受け付けたその日の抽せん終わった後の晩に管理職会議があって、その内容を事務局長が全て聞いてきたと、その受け付けた段階でね。そういうようなことで、非常に事務局長も大変やったと。それで、内容についてもしっくりいかない部分もありましたので、今回はそれではいけないということで、まず、どういう内容であるかということを議長がまず見て、そして、その日のうちに担当課に来ていただいて、すり合わせしてもらうというような状況に変わってきましたんでね。

ところが、それもやりかけてよかったんですが、このようにたくさんの方が質問されるということで、朝の8時過ぎから、8時15分ぐらいにたくさん一気に持ってこられるんで、その間で見るということは不可能になりますので、それで、確かに議長がそこで見て、この質問についてはいいでしょうと。ところが、この質問はうちの議会には合わないぞというようなものもありますので、たまにね。そういうようなことを見ていかなければならないというような、そういう時間的なものが全くないので、今申し上げたように事前からしてほしいというお願いですねけれども、以前はそういうことがなかったんで、朝に一気に持ってきていただいても抽せんだけ先やったというような状況です。

- ○委員長(松本健治) それと、事務局はどうでしょうか。はい。
- ○局長(村山和弘) 事務局的にはちょっとご配慮いただいて9時ということになれば、 基本的には8時半が就業時間になりますので、8時半から来ていただいたら、もう就業 時間に入っていますんで、それはもう結構かと思います、9時は。

ただ、今は申し合わせ事項で決められているのが議会運営委員会、今回6月を例にとりますと、今度5月30日が議会運営委員会で、6月5日が一般質問の受け付け日になっています。

実は、この議会運営委員会5月30日になる原因が議長が全国の研修へ行かれますんで、本来ですと6月1日が議会運営委員会、1週間前に議会運営委員会が開かれて、大体基本的には中1日ですね。いえば、1日に行って、金曜日中1日置いて、次の月曜日に一般質問の受け付け日となるのが大体通常かと思われます。

そういった中で、今回はたまたまこの3日間ほどあきますけれども、議会運営委員会において一般質問の受け付け日を正式に決定するというふうにされていますんで、今回ですと、6月ですと5月30日に正式決定して、6月5日を一般質問の受け付け日にしますよと。これが、今回研修がなければ、6月1日に議会運営委員会を開催して、一般質問の受け付け日を6月5日にしますよということになりますので、実際その二、三日前から受け付けといっても、ほんまの受け付け日って決定されていないんですよ、6月5日というのはね。決定されていない中で、それなら、二、三日前からというふうになると、これは、もうちょっと実際今申し合わせでいくと、議会運営委員会を決定して受け付け日を決定するということになると、ちょっと難しいなというふうに感じる部分もあります。

それと、正式に受け付けとなりますと、今議長は基本的には1日間、8時半から17時までずっと議長の席に座っていただいて受け付けをしていただいているんですけれども、これが二、三日間受け付けとなりますと、議長、ずっとその間、張りついていただきます。それで、そのときに答弁調整を済ませてくださいということになりますと、行政側も全部そのときにずっといといてもらえへんかったらいけないというふうなことになりますと、管理職は今とりあえず6月5日ですね、今回を例にとりますと、6月5日は一日いといてくださいねというふうにお願いしていますけれども、これが二、三日になると、二、三日間いといてくださいねというふうになると、ちょっと日程的にしんどい部分が出てくるかなということで、議長に今回提案していただいているのは、事前に正式提出じゃなしに、事前に提出をしていただけると、当日の審査がスムーズにいくというふうな提案をしていただいているというふうな状況がございます。

- ○委員長(松本健治) すると、今の話ですと、町当局の対応も、ちょっと今とは違うような内容になってくるんですが、その辺はどうでしょうか。副町長。
- ○副町長(田中雅和) 確かに二、三日間ずっと縛られて、事前連絡しておけば、在席な

り調整も可能だと思いますけれども、何かわからないけれども、ずっと在席、議長さんと同じような形でとなると、かなり業務につきましては大変になるというふうに思いますけれども、しかし、それは工夫の仕方によって何月何日だとか、そういった事前に調整して時間を指定するとか、そういった工夫すれば、そのあたりについては、かなり解消できると思いますので、議会議員さんのほうから今回今後の議会運営をスムーズという趣旨から予備日1日でなくして、2ないし3日をということで進められるならば、私どもとしてもできるだけの工夫をお互いさせていただきながら対応していきたいと、こんなふうに思います。

- ○委員長(松本健治) 谷口副委員長。
- ○副委員長(谷口重和) 副町長言うとおりで、どっちにしたって、すり合わせもすることやから、議員個々に先に事前調整して連絡しておけば、2日間でも3日間でもできることであるので、それはもうそれでいったらいいと思います。時間ロスはないと思います。
- ○委員長(松本健治) 谷口整委員。
- ○委員(谷口 整) 私も同感で、事前に早目に出る部分は個別にできることもあるやろうし、いわゆる受け付け日の集中する日に抽せんした後、ここでみんな寄って順番にやるというのは従前どおりでええと思うんですよ。早いこと出るやつとかは事前に調整しておけば、そんなに町のほうが大変ということじゃないと思うし、今副町長言われた工夫も一つかなと思います。
- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) 私も同じなんですけれども、出したすぐ後にすり合わせせなあかんということではないのでね、別に。ずっと張りついていてもらわなあかんということも私もないと思うので、そこは別に何とでもなると思いますよ。お互い都合のいい時間に調整すればいいわけで、はい。
- ○委員長(松本健治) 田中議長はどうですか、はい。
- ○議長(田中 修) 今いろいろ意見出していただいていて、事前に締め切り日というものを決めておいて、そこから、いつでも構いませんので、2日、3日前から事務局のほうへ持ってきていただいて、その間に調整なり、議員個人が担当課のほうへ行って、これはどうやのというようなことをいろいろあらかじめ調整しておいてもらって、こういう内容で出しますよということを締め切り日のほうは決めておきますので、それまでに出していただいたら、私のほうで見させてもらって、それが何人か来たら、これとこれ

とは重なっているから、ちょっと調整してもらうようなこともいろいろそこではできますので、そうしてもらって、締め切り日の当日は決めておいて、その日の午前9時にみんな来ていただいて、出していただいている人は抽せんしていただきます。ただし、9時からやんねけれども、8時半に持ってきてもらって、これ、どうですかと、全く調整もしていないやつを持ってこられても、これは受け付けられませんよというように私のほうから言わざるを得んようなことが起こると思いますので、その辺は議員の皆さん方に協力をいただいて、スムーズにいくようにいきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(松本健治) ちょっと待ってください。谷口整委員。
- ○委員(谷口 整) 当日8時半に持ってこられて、9時に抽せんできませんよというのは、ちょっとそれはどうかなと思うんです、そこはね。調整ができてへんということを 心配されているんでしょうけれどもね。

ただ、本来質問というのは、これは通告なんで調整しておかんなんものじゃないわけですやん。通告さえすればいいわけで、あと調整はあとの話や思うので、それは調整できてへんし、抽せんあかんというのは、ちょっと取り消してもらいたいと思うんですけども。

- ○委員長(松本健治) 田中議長。
- ○議長(田中 修) 私言っているのは、調整できてないからだめだと違って、私自身に どういう内容のものであるかということが、そのとき、朝、ぱんと持ってこられたとき に全部読まんなんですよ、あれ、出ていることをね。そこでどういうようにするかとい うことを判断できへんかったら、かなわんので、だめですよということ。要するに、よ っしゃ、これだったらいけるということが判断できれば、朝8時半に持ってきてもらっ ても、それはできますけれども、その辺だけがちょっと心配やなと思います。まあまあ 持ってきていただいたら対処するようにしますけど。
- ○委員長(松本健治) どうぞ、今西委員。
- ○委員(今西久美子) 二、三日前から受け付けますよと、締め切りだけ決めますよでは、 ちょっと片手落ちかなと思うんですよ。いつから正式に受け付けるのかを決めておくべ きちゃうかなと。

例えば6月議会で見たら、31、1、2と議長いてはらへんわけですよね。これ、受け付けられないというになります、議長がいはらへんから。そういうことになるんですかね。議運が30日にあって、そこで正式に受け付けいつですよ、締め切りいつですよ

と決めて、それを議員さんに周知して、それからの受け付けになるので、ちょっとその 辺がどうなるんかなと、副議長が受け付けてくれはるのかどうか。

- ○委員長(松本健治) ケースというのは、スケジュールはそのときによって大分いろいるありますから変わりますから、議長がいらっしゃるときは、もちろん議長受けていただき、また状況によっては事務局もおりますから、あれですけれども、副議長もそう言う意味ではサポートをいただくというのがその使命でもありますから、それは正副議長の間で決めてもらったらいいというふうに思います。はい。
- ○委員(谷口整) いや、また今の話で必ずしも議長が3日間ずっといてなあかんということじゃないと。時によっては副議長、場合によっては事務局が受けて、あとは議長と連絡何ぼでとれるんで、そういうやり方でやればね。今西委員の心配されているようなことはないんかなというふうに思うんです。

ただ、いつからというのは、これ、やっぱり決めておくべきなんでね。3日間ということならば、締め切り日の前2日間ですね。今回のスケジュールでいきますと6月1日から6月5日、これで3日間ですよね。だから、この予定表も今回それがもし決まれば、ちょっとこれ書きかえてもらわなんのかなと思うんです。6月1日一般質問受け付け、6月5日一般質問締め切り17時というふうになるのかなと思うんです。

大体議運って1週間前にやりますよね。ですので、議運で確認して、そのときに…… そのときにでは遅いんか……次のあれ、予定でいくんやね。だから、その議運の後2日か3日後の日から6日間設定して、締め切り日を設定すればいいことだと思うんで、そこはきちっと受け付けと締め切り日は設定をしていくべきやというふうに思います。

- ○委員長(松本健治) あとね、じゃ。
- ○局長(村山和弘) 今いろいろご意見いただく中で今回例にとりますと、6月5日が一般質問の締め切り日とさせていただいて、これを17時とさせていただきます。そして 17時が締め切りですね。それで9時が抽せんですね、9時が抽せん。9時までに提出 されている方については抽せんに参加できますよと。

今回ちょっとイレギュラーになっていまして、本来ですと6月1日が議会運営委員会を本来行うべき日なんで、基本的には議会運営委員会の日から一般質問の締め切り日と言っている6月5日ということにすれば、5日と2日と1日で二、三日ということになりますので、これからルール化をするのであれば、議会運営委員会の日から締め切り日までということになれば、大概のときは2日から3日間を受け付け日といって設けることができますんで、それのほうが何日前とかいうとなりますと、土日を挟んだりという

ことになりますので、議会運営委員会の日から、従来いう受け付け日と締め切り日として2日ないし3日というふうにルール化をさせていただければ覚えていただきやすいのかなというふうに考えております。

○委員長(松本健治) 今事務局、またお受けいただく議長なり副議長から、それぞれ各また委員からそれぞれご意見を頂戴しましたけれども、一応今回は議運の日と、それから以降の議長の日程の都合もありまして、やや前に、5月30日に開会ということをしていますが、通常からいいますと、議運を開いた、今事務局が出されましたように、大体午後からか何かになるんかな。その日からでええか、正しいあれで。

(「ほな、翌日からにしましょうか」と呼ぶ者あり)

(「議運の日の翌日からでええ」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 構へんか、これ。はい。

それでは、議運の開会したその翌日から、先ほどありましたような作業に入っていただく、通告を、質問の受け付けをやるわけですけれども、今回ですと、5日が受け付けになって9時から抽せんと、こういうことになるわけですけれども、その議運の翌日からこういう作業に入って調整等もやっていただいて結構です、こういうことでよろしいですね。

ほかよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 申しわけございませんけれども、議長がおられない場合は副議長 のほう、その任に当たっていただくということでお願いをしたいというふうに思います。 当局、よろしいですか。

はい。一応そういう形で確認をさせていただきたいと思います。

先ほど出ておりました質問の時間なり回数の問題とかございましたけれども、これについてはどうしましょうか。きょうやりますか、その話。

(「それも議会改革だと思うんで、この議運でやっていただくのも一つですけれども、これから先の議会改革全体を見て……」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。今ちょっと、先ほど提起いただいた副議長なり、それから 今西委員から言っていただきました内容について、ただ、今2回終わった段階ですね、 この新メンバーになってね。

ですから、状況はそうだったかもしれませんけれども、もう少し様子を見たいという 私自身は気がありまして、これは確定で物事を進めていきますと、どんどんいろんなそ のときに応じた対応していって変えていくというようなことにもなりますんで、もう少 しこの今の状態で進めていってはどうかなと。その課題としてのそれは持っておきたい というふうに思います。それでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。

それでは、以外にその他議会改革に関してございましたら……すみません、先ほどの 3点目の分ですね。今回会議の延長を行ったところでございますけれども、多数の場合、2日間に分けてはどうかという意見がございまして、提起いただいたんですけれども、これについてはどうでしょうか。一応基本ベースとして7人以内であれば1日、8人以上であれば2日間というようなことで、傍聴者もかなり時間もかかったということもありますので、どうでしょうか。どうぞ、垣内委員。

○委員(垣内秋弘) これ、今までの風習というか雰囲気として、もう何がなんでも1日で終わろうというその雰囲気が過去にあった。私もちょっと前から議員やらせていただいていますが、5時半超えたというのは二、三回今まで経験しています。それは異常として捉えた場合、やはり2日間を利用するべきやというふうに思いますし、そこで人数を制限して、例えば長い人というたら語弊がありますけれども、今西さんとか谷口さんとか、名前言って悪い、これ、議事録から外しておいてください。そういうような長い人は続くと、じゃ、7人でいいのかとか、じゃ、短い人やったら、例えば10分ぐらいで終わる人もあるし、そんな人3人も4人もいたかて、ものの30分ほどで終わってしまうと、こんなケースも出てこようかと思いますんで、確かに人数で制限するのもいいけれども、先ほどから出ていますように将来的には、やはり時間制限も検討すべきやというふうに思います。

とにかく、やはりその辺も臨機応変に対応して、必ずしも2日やらないかん、1日で終わらさないかんやと固定するんじゃなしに、その辺は様子見ながら、2日間を長いときはもう使うと。それで、余り超過して壇上まで持ち込まないというのを前提においてやれば、議長のほうで判断してもらってやれば、それでいいと思うんですけどね。

- ○委員長(松本健治) どうぞ、田中議長。
- ○議長(田中 修) この人数制限は、もちろん今回とか、前回のように長引く場合、こ ういうことになってくるんかわからんけれども、傍聴されに来る方がその議員さんの質 間を聞きたいねんというような人たちが何時になるかわからんというようなことで、何 とかその方の、自分の見に来たい人の質問の時間がおおよそ前後30分ぐらいはあって

もいいけれども、おおよその時間がわからへんものやろうかというような質問が私のところへ来ました、今回も。いつ終わるかわからんようなのに、ずっと待ってならん、そういうような思いもあったようであります。その辺も考慮した質問の人数、仕方についてちょっと協議をしていただいたらなと思います。

- ○委員長(松本健治) 副委員長、どうぞ。
- ○副委員長(谷口重和) やっぱり傍聴も大事やけれども、議会というものは、やっぱり 議会が大事やからね。傍聴のことも考えつつ、やっぱり議会のほうを注視していったほ うがいいと思います。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) 私もそう思うんですけれども、やっぱり2日に分けるなら分けるで、1日目、誰と誰と誰と誰、2日目、誰と誰というふうにお知らせもすることなので、それはやっぱり事前に分けておくと。当日、もう時間来たし、では、あとはあしたに回しましょうかみたいな、ちょっとそれでは対住民に対してもよくないかなとは思います。
- ○委員長(松本健治) 谷口整委員。
- ○委員(谷口 整) 私も同感で今の今西委員と一緒ですわ。やっぱり分けるんやったら、もうある程度ルール化をしておいて、何人以上出た場合、それがために予備日の日も設定してあるんで、私の場合、結構2回ほど長かったんで、先ほどもお話が出ておりましたが、長いことが決して私は悪いことではないと思いますし、短いことがいいとも思っておりません。

そんな中で、人それぞれ考えがあって質問されるんで、何人を超えた場合は2日間ですとしておけば、短い人が多かったら短い目に終わるでしょうし、長い人があっても1日に5時までで終わるような、そういう配分をすればいいことなんで、ある程度ルールづくりはしておくべきかなというふうに思います。

- ○委員長(松本健治) 田中議長。
- ○議長(田中 修) そうしてやっていただくのはいいんですが、例えばここで7人以上 あったら2日に分けましょうと。そのときに1日目7人やって、明くる日1人というよ うなこと、これもぐあい悪いんで、最終8人やらはる中で、8人出た中で、7人以上で あったら1日目は4人とか、2日目は3人とか、そういう分け方をするとかね。分け方 もいろいろ考えていかんといかんと思いますのでね。仮に1日で7人やってしまおうと すれば、8人あれば、明くる日1人ですわ。その最終にやられる方の質問時間が15分

か20分ぐらいの短い分であろうとすれば、その日に入れてしまわんと、また明くる日 やらんなんと、そういうようなこともありますので、この7人以内であれば、1日8人 以上であれば2日という、これはその中でどうするかね。8人やったら1日目4人、明 くる日は4人。7人であれば1日でやってしまうと、そういうルール化をしておいても らわんといかんと思います。

以上です。

○委員長(松本健治) 町当局のほうは、これは、もうそういう対応は、それでいいとい うことでよろしいですね。はい。

いろんな意見は、正直いうて、今回連続、前回と含めて10人という規模になりましたので、これももう少し様子見なんようなところもあろうかと思いますが、状況としては、できるだけこういうふうに定着……10人ぐらい質問があるような議会であってほしいなということもありますので、一応基本的には、その状況に応じてというのもどうかと思いますので、一応基本で今回ご紹介した7人以内であれば1日、8人以上であれば2日という基本的な部分を、若干、そら、ずれるかもしれませんので、かもしれませんけれども、一応ちょっとそういう2日日程ということもあるということで確認しておいてもらったら、どうかなと思うんですけれども。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。

(「結論出せへんねな」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。では、当局のほうも、ひとつよろしくお願いをしたいとい うふうに思います。

その他、議会改革の以外の関係でございますか、何かございませんでしょうか。谷口 整委員、どうぞ。

○委員(谷口 整) これもちょっと議会改革の一環になるとは思うんですけれども、この前の庁舎の特別委員会のときにちょっと発言をさせていただきましたが、説明員のほうに出てもらっている町の職員さんで明らかに……庁舎ちゃうわ、名神でしたか、庁舎とか。

(「名神」と呼ぶ者あり)

○委員(谷口 整) 名神でしたかね。明らかに直接関係ないであろう課の幹部なりも出ておられたんが、ちょっとこれどうやろうなということの疑問がありましたんで、そこら辺は、これ、町側で判断してもらうのか、議会側の対応なのか、ちょっとそこはよう

わからんのですけれども、改めてそこらの確認、この際しておいたらどうかなというのが 1 点あります。

これもその延長になりますが、予算特別委員会でずっと町長が出ておられましたけれども、部局別の審査のときに町長もおられ、なおかつ総括質疑がまた別にあるんでね。 そうしたら、総括質疑って一体何なんやというようなことになって、総括質疑の重みもなくなるんで、これも私の提案ですけれども、これは議会側としてどう皆さん受けとめられるかは別として、部局別はもう例えば副町長がトップで出てもらう。総括質疑になって町長が出て、それで総括的なやりとりをするというふうに持っていったらどうかなと思うんです。

でないと、ちょっと失礼なことを言いますけれども、結局、副町長が予算委員会でほとんどお答えになっていないというような状況も見受けられましたんで、やっぱりそこら辺、今言うたその2点、これについて議論いただきたいなと思うんです。これは、この場できょう結論出なくてもいいんで、ちょっとそのあたりも議論したいなというふうに思っております。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 谷口整委員から出ました委員会への執行部側の出席につきまして、 ちょっと以前の会議でもこの件については出された内容もございますけれども、今回の 予算の特別委員会等で町長が終始、全部出られましたよね。これについてちょっと提言 がございましたけれども、どうでしょうか、以外委員の皆さん方が、今整委員のほうか ら出された内容についてどうですか、よろしいですか。どうぞ、今西委員。
- ○委員(今西久美子) 1点目の新名神の特別委員会に、私も教育長等が出ておられたことについて確かに違和感はあったんです。通学路の関係がありますのでというような話もあった中で、あそこは、そうかなとはちょっと一瞬思ったんです。その関係でいえば、必要なのかなとは思います。

それと、予算委員会の個別審査のときに町長にということですけれども、私もちょっと、これ、ちょっと個人的な意見ですけれども、行政職の出身でない町長さんですので、細かいことも含めて、やりとりについては聞いておいてもらったらいいかなというふうに思っています。

- ○委員長(松本健治) ほかにありますでしょうか。ございませんか。どうぞ、谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 私、決して町長が出ることが悪いことだとは思ってないんですよ。 今言われたように、そういうことの配慮の中で出てもらうということもありかなと思う

んですがね。

ただ、やはり総括質疑という、やっぱりちょっとレベルの高いという言葉がいいかどうかは別として、そういう格式を重んじた総括もやりますんで、個別も答え、またなおかつ同じ内容で町長が総括に答えるというのは、ちょっとどうかなという違和感があったんで提案していることなんで、くどいようですけれども、そこは議会として、やっぱり、いやいや、町長が全て出てきてもらったほうがええねんということなら、それはそれでいいんです。

もう一つの先ほどの名神の関係でいいますと、やはり通学路という、そら、個別な事情ではかかわりあるでしょう。そのときはその必要な人が出てもらったらいいわけであって、何がなんでも全部出てんなんということじゃないと思うんですよ。でないと、この間、今までこの4年間、前の4年間ですね。いろいろ議会に細かいところに手を取られて、本来の仕事ができないという、そういう話をよく今まで聞いておりましたんで、むしろ、ならば、そういう、必要でないとは言いませんが、余りそんなにかかわりのない関係者の人は本課の本来業務をやってもらったらどうかということで、もう私最初から副町長の文厚の件も申し上げた、そのあたりにあるんで、できるものならば、一定そういう整理をしたいという思いで申し上げているわけです。

- ○委員長(松本健治) 田中議長、どうぞ。
- ○議長(田中 修) 予算決算のこれには、やっぱり、僕は町長出ておいてもらったほうがええの違うかなと。これ、以前から、平成26年の委員会の出席についての一覧表、今手元に僕持っているんですけれども、これ、平成24年以降もずっとそのようになってきていましたし、それで、やはり予算決算は町長いておいてもらったほうがいいんじゃなかろうかなと、僕はそういう意見持っています。
- ○委員長(松本健治) 垣内委員、どうですか。
- ○委員(垣内秋弘) 1点目は、新名神の関係で話出ました。私も、それ以外のところも 含めて、いろいろ不自然やなと疑問は持っていたかて、そこまで発言するような問題視 はしていなかったんですけれども、谷口委員さんは非常に長けた人ですので、もう直感 で、もうその辺は気づかれたというふうに思いますし、当然その辺はこれからただして いったほうがええのかなというふうに思います。

まして、言ってはいかんですけれども、小中一貫の、もうとにかくこれから忙しいと きに教育長がわざわざ時間割いて、そこまで出ないかんのかなという感じはしましたよ。 そこまで言っていいのか、私わかりませんが、とにかく、ただしていったほうがいいと 思います。

それから、2点目の町長云々というこの件については、当面町長にもう少し出ていただいて、町長、1期務められましたけれども、中身が行き届いていないとは言いませんけれども、もっともっと勉強して、より一層大きく育てていって町長ももっともっと頑張ってもらわないかんという意味からいきますと、小さな声からも大きい声からも全て町長の耳に入れておいてもらうというのは大事なことかなというふうに思います。

以上です。

- ○委員長(松本健治) 田中議長。
- ○議長(田中 修) もう一つ、この前の新名神の特別委員会で教育長が出られていたと。 それについても、ちょっと違和感はありましたけれども、仮に新名神の関係で通学路等 にとか、そういうようなことの案件があるときは当然出てきてもらわないかんけれども、 そういうことがないときには、やはりその日に協議やる中の内容がわかりますので、そ れにないようなときは、やっぱり、これ、関係管理職となっていますねけれども、その 辺、ちょっと精査していただいて出てもらうというようにしていただいたら、どうでしょうか。
- ○委員長(松本健治) それでは、それぞれ……うんうん。

(「どうですやろということだけや」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) いやいや、事情があってね。よろしいですか。

(「よろしいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい。あらかたちょっと出ていまして、以前の特別委員会でも副町長の件もそうですが、教育長の件も出ておりまして、あのときに話ししていましたように、それぞれこの議運のほうでもう一度最終確認をして、この前も確認をさせていただいて、出るか出んかというのを調整しましたけれども、それはそういう形でいいと思うんですけれども、町長の件は、皆さんのご意向として、ちょっとこれは帰趨だとか、そういう状況にもあるかもしれませんけれども、できるだけこういう予算の特別委員会も出ておいていただくという意見のほうが多うございますので、そういうふうにさせていただきたいなと、お願いしたいなというふうに思います。

それについてよろしいですか。副町長。

○副町長(田中雅和) それぞれ今委員さんとかのご意見を伺いまして、1つは、新名神の特別委員会につきましては、特に通学路に関係するとか、それの説明とか、そういうことでない限り、教育長についての出席はやめると、出席しないということにさせてい

ただきたいと、こういうふうに思いますのと、もう一つ、町長につきましては、予算委員会、決算委員会につきましては引き続き出席をさせていただくと、こういうふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長(松本健治) はい。では、よろしくお願いします。

では、討論の通告につきまして、ちょっと話、そちらのほうに移りたいと思います。 討論の通告につきましては、12月7日に開催いたしました議員協議会におきまして 討論通告書を最終の議会運営委員会前日の17時までに議長宛て提出してもらうという ことを確認いたしました。

しかし、今定例会の初日に委員会提出議案であります意見書第1号、地方議会議員の 厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、討論の通告がなされませんでした。

今回のケースは初日に提案して、同日に表決しているという事情もございまして、き ちんとしたルール化ができていなかったことも要因でございます。今後は意見書であっ ても、議員なり委員会から提出の議案に変わりはございませんので、討論される場合は、 討論通告書を提出していただくことといたしたいというふうに思います。

この件、特によろしいですか。どうぞ、今西委員。

- ○委員(今西久美子) 初日に意見書が提出された場合はどうなんですか。
- ○委員長(松本健治) 今までどおりですね。事務局。
- ○議会事務局長(村山和弘) 今まで議案ですと、もちろん議会運営委員会が開かれた日に議案書を皆さんにお配りします。もちろん開会を迎えますんで、それで、大概が採決というのは最終日になりますんで、最終、本日ですね、の議会運営委員会の前日までに計論の申し出は、もう可能ですよね。

ただ、この間、意見書というのは3月3日の日に意見書が議題とされて、その日に討論・採決と移っていったものですから、基本的に、それなら、議会運営委員会の前日という議会運営委員会がないわけですよね。ですので、この間は今西議員反対討論されましたけれども、突然本会議場で手を挙げられて反対討論されたというふうなことにつながったというふうに感じているんですけれども、ただ、それはちょっとルール化ができていなくて、実際出す日がなかったということですので、ただ、意見書であっても議案には変わりございません。そういった中で、今までから初日に提出するにしても、それより前、例えばその前の定例会であったり、その前の議員協議会において必ず今回これを出しますよということは必ず議員さんにお伝えはしていますよね。

ですので、そういう場合は、とりあえず初日に採決・表決がされる場合については、 それより前に必ず討論する場合は討論通告書を出してもらうということは可能なわけで すね。今回の場合についてもその前の日に出していただければいい話なんでね。

となりますと、議会本会議がスムーズに運営していけると。議長的にも議長の口述に 討論なしというふうに書かれていますんで、その辺が、結局、スムーズに運営していく ためには討論は誰かありますよと。例えばこの間たまたま今西議員だけが手挙げられた んで、今西議員でよかったんですけれども、あれが反対討論、賛成討論出てきた場合、 反対討論からするわけですから、もうそこで運営が反対になりますよね。

ですので、どういった場合についても、討論通告というのを出しておいてもらわへん かったら、ごちゃつく可能性があるんじゃないかというふうなご意見をいただきました ので、最終的には、今委員長申されたように、どんな場合においても討論通告書を出し ていただくということで統一していただいたらどうかなというふうに考えております。

- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) その締め切りのルール化というのはどうされますか。
- ○委員長(松本健治) だから、前日のあれちゃうの。同じように対応するんちゃうの。 局長。
- ○議会事務局長(村山和弘) 締め切りのルール化は難しいところなんですけれども、この間の例えば中日ですね、補正予算を通していただいたときの討論というのは、実は議会運営委員会が開催されませんので、事務局のほうで一定の日を切って、その日中に出してくださいというふうな形で、ルール化がされないままであの提出はしていただいているんですけれども、ですので、基本的なルールは最終日に採決が行われるということなんで、本日の前ですね、今回ですと24日が締め切りというふうにはさせていただきますけれども、初日にあるという場合については、その初日までにというふうな正式なルール化は難しいと思いますけれども、討論通告書は必ずそれまでに出してくださいというふうなルール化しか難しいかなと思いますけれども。出してくださいというルール化しか、ちょっと無理やと思います。いつまでにというのは難しいと思います。
- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) そしたら、例えば意見書第2号、裁判所の意見書、今度出てきますね。これも事前に諮っていただいていますので、ここで上がってくるというのはわかっています。

ただ、上程もされていない議案に対して討論しますよという通告を事前にするという

のがちょっとどうなのかなというのは思うんですけどね。上程されて初めて討論ですよ ね。

○委員長(松本健治) 他の議案と若干違いますし、初日の日に、今回もこういうケースというのは以外のときでも起こっているのかな、何か。いや、あったかどうかは別として初日、こういうね。だから、一応申し合わせでそういうことを出してもらったらええんちゃうの。

(「申し合わせで」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) 申し合わせ。これ、運営上の問題なので、できるだけそういう問題を回避したいというようなことで、運営をできるようにしたいということから言っているわけですから、申し合わせでそういうのは前日までに出しておいてくださいということでいいんじゃないですか。
- ○委員(今西久美子) じゃ、それでいいと思います。
- ○委員長(松本健治) はい。どうですか。(「それでいいと思います」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(松本健治) はい。

では、申し合わせで、そういう内容でいきましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) はい。では、よろしくお願いをします。今西委員、どうぞ。
- ○委員(今西久美子) 意見書第2号については最終日ということなので、これはきのうまでということになるんですか。それか、これも前日までということになるんですか。 今回しませんけれども、する予定はないですけども。
- ○委員長(松本健治) 事務局。
- ○議会事務局長(村山和弘) 先ほどおっしゃられたように、正式に議題としてなるのは、本当、最終日に初めてなんですよね。ですので、それまでに出すというのは、本当は書類出すというのは意見書第2号というて、に反対討論とか賛成討論と書いてもらうにしても、まだ意見書出てないわけですから非常に難しい部分はあると思います。

でも、これについても初日の日に最終日に出しますよというふうなことで議員協議会 で皆さんにお伝えできていますんで、それが出てくることは皆さんご承知やと思うんで す。

そうなれば、一応締め切り日、同じようにこの間の24日までに、今はルール化できていませんけれども、までに出していただきたいというふうに考えております。

- ○委員長(松本健治) これも、そやけど、申し合わせで、その前日言うけれども、あしたやったらあしたにしといたらあかんの。
- ○議会事務局長(村山和弘) それでもいいです、別に。
- ○委員長(松本健治) ええ。
- ○議会事務局長(村山和弘) ただ、今のところルール化されているのが議会運営委員会 前日までに討論の申し出があるときは、となっているので。
- ○委員長(松本健治) そうか、それもあるか。だから……。 暫時休憩。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時53分

○委員長(松本健治) 休憩前に引き続いて再開します。

今私が最初申し上げましたのは、初日のところでまだ提案をしていなかった内容について、一応申し合わせ事項として、そういうのを出してくださいよという形で確認をさせていただいたわけですが、29日の分についても同じようなことが言えるんですが、これについては、あらかじめ皆さん方に対しても説明をさせていただいて、29日に一応そこで議案としてもう一回出させていただくということを申し上げていますので、とりあえずわかっているということですね、もう一つの件は、裁判所の件は。

したがって、一番初日の開会の前の初日ときですね、その分については事前に申し合 わせで出していただくということにしたいというふうに思います。

- ○委員(今西久美子) 締め切りは前日24日ということでいいですか。
- ○委員長(松本健治) そうそう、24日でいいです。はい、どうぞ。
- ○委員(今西久美子) その件はわかりましたが、ちょっと初日にその辺も含めて確認を していただけたらなと思います、全協か何かの場で。意見書が出てきますよというよう なことがあった場合には、最終日ということになれば、いつまでにというほかの議案と 同じように討論通告書を出してくださいということで、その場で確認をお願いしたいと 思います。

それと、今回決議が出ますけれども、これについても、例えば賛成・反対討論等がも しあった場合に、どういう取り扱いになりますか。

- ○委員長(松本健治) 決議……決議もそのときのそれもそのときでやったらよろしいで すね。局長。
- ○議会事務局長(村山和弘) もちろん今回決議案につきましても、賛成討論・反対討論

あり得るんですけれども、基本的に、もしされるんであれば、もちろん今回出すというのも、それぞれの全議員さんが提出者や賛成者になってもらっていますんで、出そうと思ったら可能ですので、もし討論を予定されるんであれば、今言っている内容からいきますと通告はしていただきたいというふうには思っていますけれども、実際可決されへんかったらこの決議案というのは出せへんので、今回の議会運営委員会で追加日程になる見込みですというて言っていますけれども、本来、これ、いきなり議員さんから、いきなり決議案が出されて、例えば休憩の動議を出されて、そこで議長が賛成者あれば、休憩しますと。休憩して、そこで議会運営委員会を開いていただいて、こういうふうな休憩の動議が出てきて、決議案の提出がされますと、ほな、追加日程にしてと言って、そこで議会運営委員会を開いてということも考えられますんで、一概にもう最初から……今回は出るという前提で、これ、今議会運営委員会で決議案2本と言ってますけれども、実際当日ということになれば、出しておくというのは難しい部分もあろうかとは思いますけれども、もしされる予定があるんであれば、事前に討論通告書という形で、どんな場合でも通告をしておいていただけると議会運営はスムーズなのかなというふうには思います。

- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) イレギュラー場合もあるということもあるので、通告がなければ 討論ができないということではないということは、ちょっと確認はしておきたいと思う んですけれども、たとえ通告していなくても討論はできると、それはそういうことでよ ろしいですか。
- ○委員長(松本健治) いや、基本的にそういうことをある程度ルール化するわけですから、何でもオーケーなら、こういう確認もしなくてええわけですからね。ですから、基本的にはルール化に基づいて対応したいと思います。よろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) それでは3つ目ですが、配付文書の関係につきまして、谷口整委員、どうぞ。
- ○委員(谷口 整) 配付文書の前にもう1点、先ほど1つ失念していまして、申しそび れました件がありますんで、よろしいでしょうか。
- ○委員長(松本健治) はい。
- ○委員(谷口 整) 委員会での説明なんですけれども、例えば予算委員会等ですと、まず予算は本会議で町長が提案説明をされますよね。それで、今度、各予算委員会個別に

入ったときに、副町長なり町長なりがまた同じ内容の提案説明をされ、個別の説明は部長なり課長なりがされるということで、ほとんど内容が変わらんこと2回、3回聞くようなことになるんで、これ、委員会での副町長なり町長なりの提案説明を省略してもらって、個別の説明を部長なり課長がされるということに省略できないかなと思うんですが、そのあたりについてちょっと皆さんのご意見をお聞きしたいと思うんです。

- ○委員長(松本健治) さっきの執行部側の出席者の関連として。
- ○委員(谷口 整) はい、そうですね。そのときに言いそびれていましたので。
- ○委員長(松本健治) 確かにそれぞれ皆さん方からお聞きしてもいいわけですが、基本 的にはご説明がダブっているということがございますので、今おっしゃったように、担 当部長なり課長が説明をされるということでいいんじゃないかということですね。どう ですか。よろしいですか。

(「はい、それで結構です。そうしてもらったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治)はい。そういうことでよろしくお願いします。どうぞ。
- ○委員(谷口 整) そしたら、本来の配付文書の件で。
- ○委員(今西久美子) すみません、ちょっとその前にもう一件、さっきの関連でよろしいでしょうか。
- ○委員長(松本健治) 今西委員。
- ○委員(今西久美子) すみません、初日の町長の施政方針に続いて予算編成概要も議場で延々とお話をしていただきました。

施政方針と予算編成概要の中でもダブる部分が多々あったと思うんです。そこも編成 概要については、もう少し簡潔でもいいかなと私は思ったんですが。

- ○委員長(松本健治) おっしゃるとおりやと思います。その点はよろしいですか。ちょっとそういう方向……今回も私自身も初めての経験だったんですが、随分懇切丁寧にご説明いただきました。その内容はいいんですが、ちょっと極力メンバーが本会議でやって、またこちらで長いことやってもらいましたので、その辺はちょっと調整しながら対応願ったらありがたいなというふうに思います。
- ○委員(今西久美子) どっちも本会議ですよ。
- ○委員長(松本健治) 本会議の時ね、はい。
- ○委員(今西久美子) 施政方針と予算編成概要。
- ○委員長(松本健治) はい、わかりました。施政方針と、その後のあれも大体ダブって

いる内容が多かったですね、そのことですね。その辺はもう少し簡略化してもらっても いいんじゃないかと、エキスをもうちょっと出してもらってもいいんじゃないかという ふうに思います。はい、どうぞ、谷口委員。

○委員(谷口 整) 配付文書なんですけれども、結構議員にいろんな文書がいろんな課から来るわけです。結構、封筒に入れて郵送していただく関係もあるんでしょうが、たくさん来ておりまして、結果として封筒が、私の場合ですと非常に使った後、廃封筒を再度利用することもそんなにできませんので、結構たまってくるというか、ごみに出さんなんことがありますんで、できれば議会事務局のほうにレターケースなり、何かそういう議員宛ての入れ物があって、そこにもう文書だけで、本文だけで入れてもらうようにすれば封筒の無駄が省けるんかなと思うんです。

ただ、中身的にどうしてもこれはほかの人に見られたらまずいというあたりについては、何かまた別のことも考えるようなこともしてもらったらいいと思うんですけれども、もう少し紙を減らしてもらう努力をしていただけないかなというのを提案したいと思います。

○委員長(松本健治) 特にないですね、この件は。

それでは、今谷口整委員からおっしゃっていただいたことについて当局のほうもちょっとご配慮いただくということと、それから、これも事務局もあるね。はい、どうぞ。

- ○議会事務局長(村山和弘) 今ご意見をいただいたんですけれども、例えばメールボックスですね。今は一応手づくりの立てに入れるような形のやつにしていますけれども、それをこういう引き出しつきのやつを事務局で購入させていただいて、12名分設置させていただくことになった場合に、基本的に開催通知とか報酬等、いわゆる必ず封筒に入れて郵送もできる、取りに来ていただいた場合には持って帰っていただけるように今まではメールボックスに入れて、持って帰ってくれやらへん、来られてない人に対しては1日、2日待って郵送するというふうにしていたんですけれども、それをもし裸にしてということになりますと、それをそのまま入れさせておいてもらうと、来てくれはらへんかったら、ずっと残ったままというふうになるんですけれども、その辺も含めてオーケーということでいいのかということだけちょっとご確認をいただきたいなというふうに思います。
- ○委員長(松本健治) 基本的には、ああいう給与報酬の関係のやつだとか、この辺については、それを裸でそのまま渡すというのは、これはあり得ないことなんで、それはもうそのままで結構ですよ。以外の部分については、その内容によって違うでしょう、一

律というわけにいかんので、その辺はそういうふうに配慮してもらったら結構です。困りますか、それ。

(「それはもう臨機応変にやってもらったらええです」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) そこまで内容によって事細かく決められへんでしょう。
- ○議会事務局長(村山和弘) いや、例えば今郵送代とか、封筒代とかの削減に取り組んでいただけるということで。
- ○委員長(松本健治) もう一つは、取りに来られない人が長らく放置された状態になっているというのは、来ない議員が悪いんであって、少なくともそうであるなら、そういうことを……。

(「いや、それは違うけどな」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) いや、本当にね、やっぱり少なくとも、これは別の問題やけれども、議会事務局をのぞくというのは、これは議員として当たり前のことなんで、通年議会やとか、えらい言い出しているときに、こんな長いこと来てへんというのは、書類が残っているというのは普通はないわけやね。だから、ちょっと別問題かもしれませんけれども、一応そういうことでいいと思いますよ。まあまあいいでしょう。

次に、議員用のパソコン配備について、事務局のほうちょっと説明していただきたい と思います。

○議会事務局長(村山和弘) 以前より広報編集用のパソコンというのは1台を用意して おったんですけれども、そのパソコンにつきましてインターネットの接続が可能となり ました。それに伴いまして、もちろんメールの設定も行っていただきましたので、議会 だより等の原稿につきましては、広報用のパソコンに送信していただくということも可 能になりました。

インターネットも接続ができるようになったということで、今後は議員控え室のほう に設置をしてはどうかなというふうに考えておりますので、ここでちょっとご報告をさ せていただきたいというふうに思います。

また、Wi-Fiが接続可能になりましたので、携帯お持ちの方については、その暗証番号等を入れていただいたら役場へ来ていただいたときに、常にWi-Fiがつながるということになりますので、その辺の議会広報用のパソコンのメールアドレスとか、Wi-Fiのセキュリティー番号、暗証番号、また議会事務局も、私のアドレスもそうなんですけれども、今度からLGWANメールを使いますんで、今までKYOTOとつけていたやつをLGにこの4月から変更になりますので、その辺のメールアドレス等全

て含めまして、また議員さんお一人ごとに紙にきちっと書いたやつをお渡しもさせていただくなり、メールでお伝えさせていただくなりというふうに考えていますんで、そこだけよろしくお願いいたします。

○委員長(松本健治) ちょっと詳しく細かいことは、よう私はわかりませんので、また 一応メールで通知だけいただいたら結構というふうに思います。

日程4、その他でございますが、何かございましたらご発言を願いたいと思います。 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(松本健治) はい。それでは、当局からよろしくお願いします。副町長。
- ○副町長(田中雅和) そしたら、2件ありまして、1つは、閉会後の全員協議会の報告 事項なんですけれども、ぜひお願いさせていただきたいのは、1つ目に、来年度の 29年度の町職員人事異動につきまして、これの報告をさせていただきたいのが1点目。 2点目が1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況についての報告が2点目。 3点目で、新庁舎建設予定地の地質調査、土質調査の結果についてのご報告をさせて

4点目が小中学校施設のあり方・方向性につきましてのご報告をさせていただきたい というふうに思います。

それともう1点、続けてよろしいですか。

いただきたいと思っています。

実は5月に臨時議会のほう開催をお願いしたいというふうに思っております。

その案件につきましては、2点ありまして、1つ目は、国民健康保険特別会計におきまして、累積赤字等が出る予定でございます。約4,000万程度出るというふうに見ているんですけれども、そういったその関係で、いわゆる来年度からの繰り上げ充用の予算を補正予算で計上していきたいと、このように思っているのが1点と、もう一つは、いわゆる地方税法の一部改正というのがありまして、それが今の予定では3月31日に公布されて4月1日に施行と、こういう予定になっておりますので、それにおきましては、町税条例と、それから国民健康保険税条例、この2つの改正を行うと、これの専決処分のご承認をお願いしたい。この2件をお願いしたいと思っておりますので、5月臨時議会についての開催についてもよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。どうぞ、谷口委員。 ○委員(谷口 整) ちょっと1点、これも確認というんですか、しておきたいんですけれども、以前、この議運のメンバーで町長のほうに事務局の拡充とかの要望に寄せていただいたと思うんです。

事務所のほうはもう早々と改修していただきましたし、あと1人アルバイトさん入れてほしいというお話をしていたと思うんですけれども、もう、これ、4月が迫ってきているんですが、このあたりはどうなっているんでしょうか。正式にはまだお答えはもらっていなかったと思うんですけれども、この際、この議運のここで確認できるんでしたら確認をしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○委員長(松本健治) 久野村部長。
- ○総務部長(久野村観光) 失礼いたします。今谷口委員のほうからご指摘のありました 事務局の体制整備という形でございますが、既に部屋のほうは改造を終わらせていただ いて、ごらんのとおりかと思います。

それとまた、3月9、10に議会開会日、またそれ以外の月によります議会の事務局の職員の充実という形もお聞きしておりました関係で、この者を臨時職員として4月から上げさせていただくという名前につきましては今最終調整をさせていただいているところでございまして、当初予定させていただいておりました3、6、9、12、4回年開会の間の職員という形も含めて、またそのほかの月日の分も含めまして、今のところトータル的に年間を見る中で、議会事務局への1人の臨時職員という形で最終調整をさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長(松本健治) ほかによろしいですか。

それでは、なければ、これをもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。 皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 0時13分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治